

青森県報

第三千七百八十号

平成二十五年
十二月九日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こども) ……一

告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) ……一
都市計画の変更……………(都市計画課) ……二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……三

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(西北地域) ……五
土地改良区の管理規程廃止の認可……………(県民局) ……五
土地改良区の管理規程の認可……………(同) ……五

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考一の6、別表第二の備考一の2及び別表第三の備考一の6中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「第二項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項」を「第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、別表第一の備考一の6、別表第二の備考一の2及び別表第三の備考一の6の改正規定(「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改める部分を除く。)は、同年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第八百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、昭和五十一年三月十八日青森県告示第八百八十四号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

第十九号を次のとおり改める。

十九 万年坂急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域(鉄道の区域を除く。)。この場合

において、標柱七号と標柱八号を結んだ線は町道深浦三十一号線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。
 標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	西津軽郡深浦町	深浦	浜町	一の一〇
二	"	"	"	三二六の六
三	"	"	岡町	一六六の二
四	"	"	"	一八二の二
五	"	"	"	二五〇
六	"	"	"	二四〇の六
七	"	"	浜町	三六二
八	"	"	"	三六一

青森県告示第八百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域における区域区分に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ショッピングプラザおきだて
 青森市柳川二丁目四の二二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 青森木材防腐株式会社
 上北郡七戸町字原久保九五の三七
 代表取締役 小笠原金哉
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設 <small>営業時間</small> <small>開店時刻</small> <small>閉店時刻</small>	スーパーマーケット棟 <small>開店時刻</small> 午前九時 <small>閉店時刻</small> 午後十一時	スーパーマーケット棟 <small>開店時刻</small> 午前九時 <small>閉店時刻</small> 午後十一時	平成 二五・三・一
小売店舗の施設 <small>営業時間</small> <small>開店時刻</small> <small>閉店時刻</small>	（ただし、年間十日間） <small>開店時刻</small> 午後七時 <small>閉店時刻</small> 午後十一時	（ただし、年間十日間） <small>開店時刻</small> 午後七時 <small>閉店時刻</small> 午後十一時	
大規模小売店舗の施設 <small>営業時間</small> <small>開店時刻</small> <small>閉店時刻</small>	ホームセンター棟（A） <small>開店時刻</small> 午前九時三十分 <small>閉店時刻</small> 午後七時三十分	ホームセンター棟（A） <small>開店時刻</small> 午前九時三十分 <small>閉店時刻</small> 午後七時三十分	
大規模小売店舗の施設 <small>営業時間</small> <small>開店時刻</small> <small>閉店時刻</small>	ゲオ <small>開店時刻</small> 午前十一時 <small>閉店時刻</small> 午後七時	ゲオ <small>開店時刻</small> 午前七時 <small>閉店時刻</small> 午後三時	
大規模小売店舗の施設 <small>営業時間</small> <small>開店時刻</small> <small>閉店時刻</small>	来客が駐車する時間帯 <small>開店時刻</small> 午前八時五十分（ただし、年間十日間） <small>閉店時刻</small> 午後六時	来客が駐車する時間帯 <small>開店時刻</small> 午前六時五十分から <small>閉店時刻</small> 午後三時三十分まで	

四 届出年月日

平成二十五年十一月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年十二月九日から平成二十六年四月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年四月九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

ノート型パーソナルコンピュータ 六百八十二台

二 納入期限

平成二十六年三月二十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成二十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものであること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年一月六日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、

これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十六年一月二十一日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第五百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Notebook personal computer: 682

2 Place of delivery:

School Facility and Management Division, Lifelong Learning Division, Seihoiku Educational Office and

78 Aomori prefectural schools

3 Due date:

20 March, 2014

4 Time limit for tender:

21 January, 2014 (Please refer to a bid manual in time.)

5 Contact point for the notice:

Account Management Division Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government 1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN

TEL 017-734-9104

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、赤石川土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月九日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

一 縦覧に供する種類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年十二月十日から平成二十六年一月十五日まで

三 縦覧の場所

鱒ヶ沢町役場

土地改良区の管理規程廃止の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、赤石川土地改良区の赤石川第一頭首工及び赤石川第二頭首工の管理規程の廃止を平成二十五年十一月二十七日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十五年十二月九日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

各頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい取水を行い、毎年四月一日か

ら九月三十日までのかんがい期間にあつては、各頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

各頭首工管理責任者は、当該施設を操作するため必要な器具及びこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

各頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

各頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、赤石川土地改良区の赤石川第一頭首工および第二頭首工管理規程を平成二十五年十一月二十七日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十五年十二月九日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

赤石川第一頭首工および第二頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

赤石川第一及び赤石川第二の各頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい取水を行い、毎年五月十五日から九月一日までのかんがい期間にあつては、各頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

各頭首工管理責任者は、当該施設を操作するため必要な器具及びこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

各頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

各頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一錢